

秋田県港湾協力団体指定事務取扱要綱

(港湾協力団体指定の基本方針)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第41条の2第1項に基づく港湾協力団体の指定の審査その他の港湾協力団体の指定の事務は、別に定めるものを除くほかこの要綱に定めるところによることとする。また、平成28年7月1日付国港産第43号国土交通省港湾局長通知「港湾協力団体の指定について」（技術的助言）（以下「事務の手引き」という。）に従うものであることとする。

(募集要領の作成)

第2条 港湾管理者は、港湾協力団体の指定に当たり、業務を行う港湾の区域、業務内容を企画・立案し、資格要件、計画期間、必要事項等を定めた募集要領を作成するものとする。

(公募手続)

第3条 港湾管理者が港湾協力団体として指定できる業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 港湾管理者に協力して行う港湾施設の整備又は管理

ただし、港湾協力団体が行う管理業務の対象港湾施設は、一般の人々が利用可能な施設とする。

(2) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(3) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究

(4) 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 港湾管理者は、港湾協力団体の指定を行うときは、募集要領に基づき公募を行い、公募に当たっては、次に掲げる事項を募集要領に明記し、公募する港湾の区域等を明らかにすることとする。

(1) 港湾の区域

(2) 対象業務

3 港湾協力団体の公募は、県ホームページへの掲載等により、一般の人々が知り得る方法で行うものとする。

(申請の受理)

第4条 港湾管理者は、港湾協力団体の指定を受けようとする法人又は港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第9条の2に規定する団体（以下「法人等」という。）から港湾協力団体指定申請書（別紙様式第1号）及び事務の手引き第4に規定する書類を受理する。

2 事務の手引き第4第2号、第4号及び第5号に規定される書類としては、別紙様式第3号、第4号及び第5号を用いるものとする。

(審査要領)

第5条 港湾管理者は、本要綱第4条により申請を受理した時は、審査を行うため別途定める秋田県港湾協力団体指定委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

2 審査に当たっては、事務の手引き第6条第1項に基づくものとし、活動の公共性及び実効性に加え、港湾管理に対する貢献度及び活動に当たっての他の利用者や関係者等への配慮や連携等協調性についても考慮し、秋田県港湾協力団体活動実施計画審査要領（別紙）に基づいて行

うものとする。

- 3 審査に当たっては、港湾協力団体の指定の申請を行った法人等からのヒアリングを、必要に応じて実施できるものとする。

(指定の通知等)

第6条 港湾協力団体に指定した法人等に対しては、事務の手引き第6第3項に基づき、港湾管理者が港湾協力団体指定証（別紙様式第2号）を発行するものとする。

- 2 事務の手引き第7条に基づく申請をした法人等への通知は、港湾協力団体に指定したときは、港湾協力団体指定通知書（別紙様式第6号）により行うものとし、指定をしないこととしたときは、港湾協力団体非指定通知書（別紙様式第7号）により、その理由を付して行うものとする。

- 3 港湾管理者は、港湾協力団体の指定を行うときには、法第41条の2第2項に基づき、当該港湾協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を、県ホームページに掲載する等により公示するものとする。また、法第41条の2第4項に基づき届出に係る事項を公示するときも、同様とする。

(活動実施計画書の変更)

第7条 港湾管理者は、港湾協力団体が港湾協力団体指定証（別紙様式第2号）の指定期間（以下「指定期間」という。）終了後も港湾協力団体としての活動を継続することを希望する場合、次の期間の活動実施計画書を、指定期間終了の3か月前までに提出させるものとする。

- 2 港湾協力団体が計画期間内に活動実施計画書を変更（軽易なものに限る。）しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させる。

(活動状況の確認)

第8条 港湾管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、1年に1回、活動の内容について書面により報告させるものとする。

- 2 前項のほか、港湾管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、当該団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動の内容について随時報告をさせることができるものとする。

(活動内容の改善等)

第9条 法第41条の4第2項に基づく港湾協力団体への改善命令は、港湾管理者が港湾協力団体改善命令書（別紙様式第8号）により行うものとする。

(代表者の変更等)

第10条 港湾管理者は、事務の手引き第6第4項の規定に基づき、港湾協力団体の代表者が変更となった場合、速やかに報告書（別紙様式第9号）により届出をさせるものとする。

- 2 港湾管理者は、事務の手引き第6第5項の規定に基づき、港湾協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとき又は港湾協力団体を解散しようとするときは、あらかじめ報告書（別紙様式第9号）により届出をさせるものとする。

- 3 前項の規定による報告があった場合には、その旨を公示するものとする。なお、この公示を行うときは、本要綱第6条第3項に準じて行う。

(指定の取消し)

第11条 事務の手引き第12条に基づき港湾協力団体の指定を取り消すときには、港湾協力団

体指定取消通知書（別紙様式第10号）により通知を行うものとする。この場合において、行政不服審査法（令和26年法律第68号）第82条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づく教示を行うものとする。

- 2 法第41条の4第4項に基づく公示を行うときは、本要綱第6条第3項に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

別記（附属様式）

- 様式第1号 港湾協力団体指定申請書
- 様式第2号 港湾協力団体指定証
- 様式第3号 活動実施計画書
- 様式第4号 確約書
- 様式第5号 誓約書
- 様式第6号 港湾協力団体指定通知書
- 様式第7号 港湾協力団体非指定通知書
- 様式第8号 港湾協力団体改善命令書
- 様式第9号 報告書
- 様式第10号 港湾協力団体指定取消通知書

(様式第1号)

港湾協力団体指定申請書

令和〇年〇月〇日

(申請先)

〇〇港港湾管理者

秋田県知事 〇〇〇〇 宛て

(申請者)

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

港湾協力団体の指定を受けたいので、港湾法第41条の2第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他団体等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実施計画書(様式第3号)
- 3 法人等の直近1年分の納税証明書(*課税対象団体である場合に限る。)
- 4 確約書(様式第4号)
- 5 誓約書(様式第5号)

(様式第2号)

○ - ○

令和○年○月○日

港湾協力団体指定証

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

○○港港湾管理者

秋田県知事 ○○○○

港湾法第41条の2第1項の規定に基づき、次のとおり港湾協力団体として指定します。

1 法人等の名称

2 活動を行う港湾の区域

3 対象業務

*活動場所が港湾施設である場合、その施設_____

4 指定期間

5 指定番号

(活動条件)

活動に当たっては、○○港港湾協力団体募集要領に定める「対象業務に係る留意事項」、及び「指定後の留意事項」を遵守すること。

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(様式第3号)

活動実施計画書

1 提出日

令和〇年〇月〇日

2 法人等名

法人等の名称： _____

代表者氏名： _____

3 計画期間

令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

4 対象とする港湾の区域及び業務

(1) 港湾の区域

〇〇港〇〇〇〇〇

(2) 対象業務

※以下の項目のうち、対象とする業務に○を付けてください（複数選択可）

ア 港湾施設に関すること

① 港湾管理者に協力して行う港湾施設の整備

② 港湾管理者に協力して行う港湾施設の管理

イ 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料を収集及び提供

ウ 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究

エ 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(活動場所が港湾施設の場合)

所在地等 _____

名称等 _____

5 業務内容

(1) 活動方針及び活動内容

【公共性及び貢献度の審査項目】

ア 活動方針及び活動実施に当たっての目標

※具体的な活動方針及び目標を記載願います。

イ 活動内容

※具体的な活動内容、活動頻度を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

※水域等の占用を必要とする場合は、占用しようとする所在地・面積・長さ・幅、占用の目的、工作物（種類、構造）、占用の期間が分かるもの及び位置図、平面図等が必要となります。また協力団体に指定された場合であっても、別途占用許可手続きが必要となります。

(2) 活動時期及び実施体制

【実効性の審査項目】

ア 活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期やそれに伴う事務スケジュール等を文章又は表形式により記載願います。

イ 実施体制・人員等

※活動実施体制（組織体制含む）及びおおよその活動人員を記載願います。

--

ウ 過去に活動した実績やその実施体制

※過去の活動実績（活動開始時期、活動頻度、具体的な内容、実施体制等）について記載願います。また、活動実績等について公表している資料等があれば添付願います。

<p>○活動開始時期</p> <p>○活動頻度</p> <p>○具体的な内容</p> <p>○実施体制</p> <p>○その他特記事項</p>

(3) 周辺への配慮や連携等

【協調性の審査項目】

ア 他の利用者や港湾関係者への配慮、関係区等への配慮や連携等

※他の利用者、関係区等への配慮や連携等を記載願います。

--

イ 施設管理者への協力や連携等

※指定管理者などの施設管理者（港湾管理者含む）への、施設管理の視点での協力や連携等を記載願います。

--

6 代表者及び担当者の連絡先

(1) 代表者

住 所	
氏 名	
電話番号	
e-mail	

(2) 担当者 ※代表者と同じ場合は記入不要です。

住 所	
氏 名	
電話番号	
e-mail	

(様式第4号)

確約書

令和〇年〇月〇日

(申請先)

〇〇港港湾管理者

秋田県知事 〇〇〇〇 宛て

(申請者)

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

当申請者は、次のとおり相違ありません。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

(様式第5号)

誓約書

令和〇年〇月〇日

(申請先)

〇〇港港湾管理者

秋田県知事 〇〇〇〇 宛て

(申請者)

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

当申請者は、港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。

(様式第6号)

○ - ○

令和○年○月○日

港湾協力団体指定通知書

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

秋田港港湾管理者

秋田県知事 ○○○○

令和○○年○○月○○日付けで申請のあった件について、港湾法第41条の2の規定に基づき、別紙港湾協力団体指定証のとおり港湾協力団体に指定したので、その旨通知します。

(様式第7号)

○ - ○

令和○年○月○日

港湾協力団体非指定通知書

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

様

○○港港湾管理者

秋田県知事 ○○○○

令和○年○月○日付けで申請のあった港湾協力団体の指定については、次の理由により非指定とします。

非指定とする理由

○○○○のため

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(様式第8号)

指令〇 ー 〇
令和〇年〇月〇日

港湾協力団体改善命令書

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

様

〇〇港港湾管理者

秋田県知事 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日付けで指定を行った港湾協力団体としての貴団体の活動について、適正かつ確実に実施していると認められないことから、港湾法第41条の4第2項の規定に基づき、次のとおり改善を命じます。なお、本命令に応じない場合、港湾協力団体の指定を取り消す場合もあることを、併せて通知します。

- 1 活動を行う港湾の区域
- 2 活動の内容
- 3 改善すべき内容

(様式第9号)

報告書

令和 年 月 日

〇〇港港湾管理者

秋田県知事 〇〇〇〇 宛て

事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

秋田県港湾協力団体指定事務取扱要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

指定年月日 令和 年 月 日

指定番号 〇〇〇〇〇〇

報告事項 ※該当する□に、レ印を記入

港湾協力団体の代表者の変更

港湾協力団体の名称、住所又は所在地の変更

港湾協力団体の解散

その他

報告内容 〇〇〇〇〇〇

変更内容 〇〇〇〇〇〇

(変更前) 〇〇〇〇〇〇

(変更後) 〇〇〇〇〇〇

(様式第10号)

港 一
令和 年 月 日

港湾協力団体指定取消通知書

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

〇〇港港湾管理者
秋田県知事 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日付〇〇〇〇により港湾協力団体の指定を行ったことについて、次のとおり指定を取り消すこととしたので、その旨通知します。

1 指定番号

令和〇年〇月〇日付〇〇〇

2 港湾協力団体の活動として指定した港湾の区域

〇〇港〇〇〇〇〇

3 港湾協力団体としての活動内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 取消理由

〇〇〇〇のため

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。